

東法連ニュース

2020年
(令和2年)
7・8月号
第412号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : info@tohoren.or.jp

東法連の令和3年度税制改正要望まとまる 中小企業軽減税率の本則化と 一層の引下げを求める



あいさつする
青柳晴久委員長

東法連は6月18日、全法連会館で第1回税制税務委員会（青柳晴久委員長・四谷法人会会長）を開催し、東法連令和3年度税制改正要望を取りまとめた。

東法連の令和3年度税制改正要望作成にあたっては、全法連で全国の税制委員などを対象に実施した「税制改正に関するアンケート」の集計結果を参考にするとともに、別途、単位会から寄せられた要望、意見をできる限り反映させている。

法人税では、「中小企業者等の法人税率の特例が、令和2年度末に適用期限を迎える。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措

置による中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引下げを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、引き続き1600万円への大幅な引上げを求める。」としている。

委員会では、今は新型コロナウイルスの影響で非常時であり、特に感染症拡大防止に関連する投資については、国内設備投資推進（海外向け投資の国内回帰も含め）の

ため、全額損金算入を認めるべきであるとの意見が出され、これを要望事項に追加した。

東法連の令和3年度税制改正要望（抜粋）は別掲のとおり。

税制改正アンケートなど踏まえ 提言の作成作業を進める（全法連）

7月6日開催の全法連税制常任委員会では、前掲の税制アンケート集計結果、各県連の要望が報告され、全法連の要望作成に向けた活発な意見が交わされた。会議は感染防止対策として広い会議室を使用し、ソーシャルディスタンスを確保して行われた。

7月14日に開催予定であった全法連第1回税制委員会は新型コロナウイルスの影響で中止となったが、令和3年度税制改正に関する提言の作成に向けた作業は予定通り進められる。

今後、アンケート結果、県連要望などを踏まえ、8月26日の起草検討会、9月10日の税制委員会を経て、9月24日の全法連理事会で「令和3年度税制改正に関する提言」が正式決定する。



令和3年度税制改正要望を審議する税制税務委員会

東法連令和3年度税制改正要望(抜粋)

1 国税・地方税

(1) 法人税

① 法人税率の引き下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29・74%となった。

しかし、OECD加盟国の平均は23・52%であり、米国でも法人税が35%から21%へ引き下げられ、連邦実効税率が25・89%となった。経済のグローバル化が進み、アジア諸国も含め世界的なトレンドとして法人税は低下傾向にある中、国際競争において、日本企業が不利になる可能性は依然として高い。国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から、25%程度まで引下げよう求める。

② 課税ベースの拡大

円安による原材料費の高騰や人手不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい。そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものであり、中小企業への課税ベースの拡大は行なうべきではない。

③ 中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和2年度末に適用期限を迎える。

我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするために、租税特別措置による中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引下げを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、引き続き1600万円への大幅な引上げを求める。

④ 交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例が、令和3年度末まで2年延長された。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。恒久化は当然として、定額控除限度額の引上げに止まらず、交際費の全額損金化を求める。

⑤ 中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

現行、繰戻し期間は直近過去1年の事業年度に限定されているが、中小企業の欠損法人のキャッシュフロー対策として、3年程度へ見直すとともに、恒久化を求める。

⑥ 役員給与の取扱

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を發揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

(2) 所得税

① 所得税の配偶者控除および課税方式の見直し

一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革を進めるためには、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しと、少子高齢化を緩和する具体的な少子化対策が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

また、急激な税負担の増加防止や少子化対策として、税制の観点からは世帯単位課税(N分N乗方式)の導入等課税方式の見直しも同時に検討を進めることを求める。

(3) 資産税

① 事業承継税制

事業承継税制の拡充の一環として、

個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離れた本格的な事業承継税制の創設が必要である。引き続き納税猶予制度の更なる利用促進をはかるため以下の要件の見直しを強く求める。

- ・ 相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可。
- ・ 会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- ・ 取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

② 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行われた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。

大都市圏の相続人の負担を緩和するため、また、少子化の現実を踏まえ、法定相続人1人あたりの控除額を現行の600万円から従前の1000万円に引上げるよう求める。加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

③ 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっていくが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるように求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

(4) 消費税

① 軽減税率

消費税率引上げに伴い、軽減税率制度が令和元年10月に導入された。軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、中小企業をはじめとするすべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であることから本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然強く反対する声がある。引き続き法人会として、きめ細かな支援措置の実施を求めていくとともに、導入後の状況を検証し、問題があれば単一税率にすることを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めた経緯を鑑み、今後も法人会と

して改革履行状況を注視していくこととする。

② 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることとなった。

移行に伴う煩雑な事務処理等で、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。また、小売業者にレジの導入・システム改修の支援措置が設けられているが、インボイス制度の導入には、全ての事業者の経理業務の見直しが必要ことから、これらに対する新たな支援措置の実施を求める。

③ 価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、消費税率の引き上げにともない、中小企業者の間で価格転嫁についての不安は大きく、円滑かつ適正な価格転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携のうえ強力かつ確実に実行されるよう求める。

(5) 地方税

① 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については、特に都市部で地価上昇が顕著であり重税感が高まっており、負担軽減を求める。評価

方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

② 償却資産の固定資産税の課税廃止

設備投資の促進を図るため、償却資産の固定資産税の課税廃止を求めるとともに、それまでの間、減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることが求められる。併せて中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」において対象取得価格を引き上げ、対象取得価格の合計額を撤廃し全額損金算入できるように求める。

③ 東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充

引き続き省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引上げや対象機器の拡大などの拡充を求める。

④ 事業所税の廃止

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

⑤ 個人住民税特別徴収事務の簡素化

特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所管する市区町村において、一括納入ができるようにすることを求める。また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ることを

求める。

⑥ 過度な地方法人課税の偏在是正の見直し

政府がすすめる自治体間の税収格差是正で、東京都の財源を地方に分配する仕組みが更に強化された。一人あたりの地方税収は全国平均並みであることから、「受益と負担の関係」を逸脱しないよう強く求める。

2 その他

(1) 社会保障・税の共通番号制度(マイナンバー)

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きいですが、制度上の課題と普及しないが故の課題を混同し、混乱を招いている。個人情報管理に万全を期し、コストを明確化して、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求めるとともに、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

(2) コロナウイルス等感染症対策特別措置

新型コロナウイルス感染症を含め、様々な感染症拡大防止にかかわる医療物資の国内への移動をはじめとする国内投資については、製造設備に限らず広く投資対象を設定した上で、全額損金算入を認める特別措置を求める。

「東法連表彰規程」に基づく 令和元年度 会員増強表彰

1. 年間純増数上位4会 (※基準達成会) 2. 年間増加数上位5会 3. 年間増加率上位5会 4. 会員増強月間の純増数上位3会 5. 会員増強月間の増加率上位3会
- | | | | | |
|-------------|--------------|-----------|--------------|-----------|
| 杉並 54.0 社 | 江戸川北 249.0 社 | 江戸川南 6.5% | 江戸川北 151.0 社 | 江戸川南 6.1% |
| 江戸川北 18.0 社 | 西新井 165.0 社 | 杉並 6.4% | 江戸川南 125.0 社 | 本郷 3.4% |
| 青梅 11.0 社 | 武蔵府中 154.0 社 | 江戸川北 5.0% | 武蔵府中 73.0 社 | 江戸川北 3.1% |
| 江戸川南 10.0 社 | 豊島 134.5 社 | 武蔵府中 4.2% | | |
| | 江戸川南 132.0 社 | 豊島 4.1% | | |
- (※上記基準において、正会員以外の個人は0.5としてカウント)
6. 会員紹介制度において、紹介実績年間20社以上の会
上野 22.0 社

「東法連表彰規程」に基づく 令和元年度 研修参加率向上表彰

1. その年度において顕著な成果をあげた単体会 2. 研修参加率の向上を長期間継続している単体会
- 当該年度の研修参加率が、160%以上を達成した場合(上位5会) 対前年比増加を3年間継続かつ直近年度の参加率上位10位以内
- | | | |
|-------------|-------------|-----------------------------------|
| 研修参加率200%以上 | 研修参加率160%以上 | (H29前年度比 H30前年度比 R1前年度比) 直近の研修参加率 |
| 向島 212.4% | 中野 179.2% | 西新井 (41.6% 18.9% 13.4% 200.9% |
| 西新井 200.9% | 目黒 174.8% | |
| | 四谷 168.3% | |

「東法連表彰規程」に基づく 令和元年度 福利厚生制度推進表彰

1. 経営者大型総合保障制度
- (a) 収入保険料目標達成上位6会 (b) 取扱企業数目標達成上位6会 (c) 新規企業数目標達成上位6会
- | | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 大森 104.7% | 荏原 102.8% | 武蔵府中 116.3% | 武蔵府中 181.4% | 東村山 105.0% |
| 日野 104.1% | 武蔵府中 102.8% | 江戸川北 113.6% | 江戸川北 152.5% | 荏原 100.0% |
| 町田 102.9% | 武蔵野 102.5% | (基準達成は以上2会) | 中野 138.4% | 江東東 100.0% |
| | | | 板橋 133.3% | |
2. ビジネスガード
- (a) 年間保険料目標達成上位3会 (b) 新規加入法人数達成上位3会
- | | |
|-------------|-------------|
| 江戸川北 108.6% | 江戸川北 183.3% |
| 小石川 108.5% | 武蔵府中 153.8% |
| 目黒 108.0% | 浅草 152.9% |
3. がん・医療保険・WAYS等
- (a) 新契約年換算保険料目標達成上位3会
- | |
|------------|
| 中野 140.7% |
| 中品川 137.7% |
| 町田 123.6% |

東法連特定退職金共済会 役員および評議員

<役員>		<評議員>	
役職および氏名	備考	氏名	備考
理事長(代表理事) 小林 栄三	東法連会長、麻布理事	青柳 晴久	東法連副会長、四谷会長
副理事長(代表理事) 松本 光史	東法連副会長、江東東会長	阿部 財智	元東法連理事、元練馬西会長
専務理事(業務執行理事) 田中 光史	東法連専務理事	川口 義彦	中小企業福祉事業団理事長
理事 黒田 宣夫	千葉経済大学名誉教授	小宮山 宜克	東法連広報副委員長、大森副会長
理事 小竹 良夫	前東法連副会長、前荏原会長	竹内 政司	東法連理事、武蔵野会長
理事 高橋 則子	東法連厚生共益事業委員、向島副会長	沼田 博幸	千葉経済大学特任教授
理事 戸門 循子	東法連税制税務委員、杉並副会長	羽野島 裕二	成和パートナーズ法律事務所 所長 弁護士
理事 野村 圭伊	東法連税制税務副委員長、日野副会長	深尾 マリ子	東法連広報委員、蒲田副会長
理事 古澤 孝	東法連広報副委員長、新宿副会長	宮島 茂明	東法連理事、中野会長
理事 丸山 晶子	東法連税制税務委員、練馬西副会長		
理事 渡邊 喜一郎	元東法連副会長、元足立会長		
監事 秋山 勉	東法連理事、練馬東会長		
監事 田口 雄	田口雄税理士事務所 税理士		

(敬称略・五十音順)

※ 羽野島裕二氏は、平成30年度就任につき今回非改選(評議員の任期は4年間)。

小林理事長が再選
役員・評議員の改選行われる

東法連特定退職金共済会

公益財団法人東法連特定退職金共済会(小林栄三理事長)は、6月17日に予定していた第18回定時評議員会を、新型コロナウイルスの影響で開催を見合わせ、決議の省略及び報告の省略により行った。

決議事項は①令和元年度事業報告②同収支決算③任期満了に伴う役員及び評議員の選任で、6月19日までに評議員全員から書面による同

意の意思表示があり、評議員会の決議及び報告があったものとみなされた。

任期満了に伴う役員及び評議員の選任では、理事候補者11名、監事候補者2名及び評議員候補者8名の就任が承認された。

後日、理事11名による理事長、副理事長、専務理事の互選が行われ(※決議の省略による)、小林栄三理事長、田中光史専務理事が再選されるとともに、松本光史副理事長が新たに選任された。役員及び評議員は別掲のとおり。